

浸出水処理施設の処理フローの一部変更（案）

- ・ 浸出水貯留池は、廃棄物等撤去時に発生していた汚泥状の廃棄物等を含んだ浸出水をブローで曝気して水質を均質化すること、及び浸出水処理施設の処理能力を上回る浸出水発生時の処理水量を調整する目的で設置したものである。
 - ・ 廃棄物の撤去完了により、水処理施設で処理している浸出水は、廃棄物等を含まない地下水のみとなっており、地下水は水質が均質であるためブロー曝気により均質化する必要がない。このため、今後の処理は、下図のとおり貯留池を経由しない処理フローに変更する。
 - ・ 貯留池は汚泥除去及び高压洗浄による清掃作業を行い、以降貯留池に貯まる水は降水のみとなることから、沢にポンプで放流する。
- No. 2 貯留池は汚泥除去作業と高压洗浄による清掃を完了している。No. 1 貯留池は汚泥除去作業は終了しており、高压洗浄を平成 27 年度当初に実施し清掃を完了する予定である。
- ・ また、処理水量については、現場の揚水井戸で調整可能となるため、貯留池を使用する必要がなくなると考えているが、万が一、平年を大幅に上回る大雨などにより、処理能力を上回る浸出水が発生した場合は、浸出水を一時的に貯留池に貯留する。この場合の貯留水は沢への放流は行わず、全量水処理施設で処理して貯留池を空にする。
- 以降貯留池に貯まった水（降水）は、水質分析し、環境基準に適合することを確認して沢に放流する。

